

下関市都市ブランドロゴマーク等使用取扱要領

(目的)

第1条 本要領は、下関市の都市ブランドの基本的価値である「多種多様な選択肢と選ぶ愉しみ」を表す、都市ブランドロゴマーク、都市ブランドコンセプト、都市ブランドメッセージ（以下「ロゴマーク等」という。）を、シビックプライドの醸成及び「オール下関体制」による下関のイメージの向上及び定着に活用するため、その使用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ロゴマーク等の種類は次の各号に定めるものとする。

- (1) ブランドロゴマーク
- (2) ブランドコンセプト（多種多様な選択肢と選ぶ愉しみ）
- (3) ブランドメッセージ（多様性は、可能性）

(デザイン)

第3条 ブランドロゴマークのデザインは別紙のとおりとする。

(ロゴマーク等の使用)

第4条 ロゴマーク等を使用しようとする者は、ロゴマーク等の使用が、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、届出又は申請により使用することができる。

- (1) 法令、又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき
- (2) 本市の信用や品位を損なう、又は損なうおそれがあるとき
- (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与える、又は与えるおそれがあるとき
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業又はその広告等に利用されるとき
- (5) 下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第2条の規定による暴力団若しくは暴力団員又は暴力団員等が使用するとき
- (6) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき
- (7) 特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用されるおそれのある場合

(申請等)

第5条 非営利を目的としてロゴマーク等を使用しようとする者は、下関市シティプロモーションホームページ又は下関市公式ホームページに設置する電子申請の「ロゴマーク等使用届出フォーム」により届出しなければならない。

2 営利を目的としてロゴマーク等を使用しようとする者は、下関市シティプロモーションホームページ又は下関市公式ホームページに設置する電子申請の「ロゴマーク等使用承認申請フォーム」により申請し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(承認)

第6条 市長は、前条第2項の申請があったときは、承認の可否を決定し、メールにより申請者に通知するものとする。

2 市長は、承認に際し必要な条件を付すことができる。

(使用料)

第7条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマーク等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届出又は承認された内容のみに使用し、他の用途には使用しないこと
- (2) 本市が提供する画像データを使用すること
- (3) マニュアルに定められた使用方法と異なる方法で使用しないこと
- (4) 規格外の展開、一部使用など、応用使用しないこと
- (5) ロゴマーク等を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと
- (6) 商標法等に基づく新たな権利を設定しないこと

(承認内容の変更)

第9条 第6条の規定に基づきロゴマーク等の使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、第5条第2項に基づき、あらためて申請を行い、その承認を受けなければならない。

(承認の取消し等)

第10条 市長は、第6条により、ロゴマーク等の使用承認を受けた者が、この要領又は承認内容に反してロゴマーク等を使用していると認められたときは、その承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、原則としてメールにより通知するものとする。
- 3 第2項の規定により承認を取り消された者は、承認取消の通知があった日以降、当該承認に係る物件への使用、配布、掲示、及び販売等をしてはならない。
- 4 市長は、承認取消の通知をした日以前に、配布や販売等をした当該承認に係る物件の回収等の措置を指示することができる。
- 5 市長は、第5条第1項に定める届出により、ロゴマーク等を使用している者が、この要領に違反したときは、その使用の差し止め又は必要な指示を行うことができる。

(責任の制限)

第11条 本市は、次の各号に掲げる場合において、損害賠償、損失補償、その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

- (1) 前条の規定による、ロゴマーク等の承認の取り消し又は使用の差し止めにより、使用物件の回収その他ロゴマーク等の使用に係る損害が生じた場合
- (2) ロゴマーク等の使用の承認又は届出により使用している者が、ロゴマーク等の使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合

(経費等の負担)

第12条 本市は、この要領によるロゴマーク等の使用申請などの手続き及びロゴマーク等の使用に係る経費を一切負担しない。

(事務局)

第13条 本要領に関する庶務を処理するため、事務局を下関市総合政策部広報戦略課に置く。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、ロゴマーク等の取り扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。